

陳情第12号

令和7年度改定予定の事業系一般廃棄物処理手数料に関する陳情書

(陳情要旨)

恵庭商工会議所は、地域の総合経済団体として地場産業の振興はもとより、生活・産業基盤の整備推進をはじめ、地域活性化を図るため経済最優先で各種事業の推進に取り組んでいます。

恵庭市では、本年9月5日に恵庭市廃棄物減量等推進審議会に対し「ごみ処理手数料の見直し」について諮問され、令和7年度からの「事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の改定見直し(案)」が示されています。

令和2年度から焼却施設が稼働したことに伴い、ごみ処理量や処理原価の実績値から算出された改定(案)としており、特に事業系一般廃棄物処理手数料改定(案)については下表のとおりとなっています。

| ごみ種別 | 現行単価 | 改定単価 | 改定率 |
|------|------------|------------|-------|
| 資源物 | 114 円/10kg | 120 円/10kg | 5.3% |
| 生ごみ | 93 円/10kg | 120 円/10kg | 29.0% |
| 可燃 | 217 円/10kg | 280 円/10kg | 29.0% |
| 不燃 | 343 円/10kg | 440 円/10kg | 28.3% |

今回の見直しにあたっては、ごみ処理恵庭モデル検討会の「ごみ処理恵庭モデル確立に向けた提言」を反映したものとしていますが、提言では事業者が概ね受容でき、近隣市の手数料水準との均衡性が図られるようにすることとしていますが、現行の手数料においても近隣市と比較して高い水準の上に、さらに約30%の大幅な単価改定は容認できません。

昨今のコロナ禍により多くの事業者が事業活動の縮小を余儀なくされ、ようやくその影響から脱却しつつあるものの、現在においてもエネルギー価格や資材などの物価高騰に加えて人手不足など、市内企業数の9割以上を占める中小企業・小規模事業所は大変厳しい経営環境が続いている状況にあります。

このようなことから、この度の手数料改定(案)につきましては、中小企業・小規模事業所の事業活動にも多大な影響を与えることは必至でありますことから、市として最大限の支援を求めます。

(陳情事項)

事業系一般廃棄物の改定単価の見直しまたは緩和措置などを講じること。

令和5年11月24日

恵庭市議会

議長 長谷文子様

陳情者 恵庭商工会議所
会頭 土谷 秀樹
住所 恵庭市京町80番地